



2026年3月31日

各 位

会社名 伊藤忠食品株式会社
代表者名 代表取締役社長・社長執行役員 岡本 均
(コード番号：2692 東証プライム)
問合せ先 執行役員・財務本部本部長 濱田 英樹
(TEL. 03-5411-8595)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月上旬頃に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年4月16日（木曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2026年4月16日（木曜日）
- (2) 公告日 2026年4月1日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.itochu-shokuhin.com/ir/announce.html>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2026年2月25日に公表した「親会社である伊藤忠商事株式会社の子会社である合同会社FMDIによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（当社が2026年3月17日に公表した「（変更）「親会社である伊藤忠商事株式会社の子会社である合同会社FMDIによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ」及び同年3月26日に公表した「（変更）「親会社である伊藤忠商事株式会社の子会社である合同会社FMDIによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知らせ」により変更された事項を含みます。）においてお知らせいたしましたとおり、当社の支配株主（親会社）である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）が100%を出資する合同会社FMDI（以下「公開買付者」といい、伊藤忠商事と公開買付者を総称して「公開買付者ら」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、公開買付者が当社株式のすべて（但し、伊藤忠商事が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者らのみとすることを予定しているとのことです。

具体的には、①本公開買付けの成立により、公開買付者らの所有する当社株式に係る議決権の数の合計が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、伊藤忠商事が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、伊藤忠商事は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者ら及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式のすべてを売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定とのことであり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者らの所有する当社株式に係る議決権の数の合計が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者らは、会社法第180条に基づき当社株式の併合

(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年6月上旬頃を予定しているとのことです。なお、公開買付者らは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる本基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

他方、(i)本公開買付けが成立しなかった場合、(ii)本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにより当社株式のすべて(但し、伊藤忠商事が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できた場合、又は(iii)本公開買付けの成立により、公開買付者らの所有する当社株式に係る議決権の数の合計が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、伊藤忠商事が本株式売渡請求を行うこととなった場合(上記①の場合)、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上